

【 介護認定を受ける手続き 】

① 受給対象者は

介護を受けることができる人は65歳以上の高齢者
または40～64歳の特定の病気の人です。

② 申請手続きは

市区町村窓口で申請が必要です。

地域包括センター、ケアプランナーなどに相談すれば、
申請の代行もしてくれます。

③ 調査と診断書

訪問調査があります。

訪問する調査員から79項目の質問に回答することで、
調査結果がコンピューター処理され「一次判定」が
行われます。(一般的には公開されません。)
市町村からは、かかりつけ医に意見書の提出依頼が
なされます。

④ 認定審査委員会

認定審査委員会が開かれます。
(専門家による介護の必要度の判定をします。)

サービスの利用は申請したときから利用できます。
基本的には申請後1か月以内に判定が行われます。

⑤ 介護認定通知

要介護の認定の「要介護・要支援認定結果通知書」が来ます。

介護度が通知されます。(内容に不満な場合は、④に再度審査を求めることができます。)

⑥ 利用の仕方

ケアプランを作ってもらいましょう。

要支援と認定された人は近くの地域包括支援センター(または、センターから委託された居宅介護支援事業所)
が窓口となります。(どこにお願いするか利用者は選ばません。)

要介護と認定された人は居宅支援事業所が窓口です。(どこにお願いするかは利用者が選べます。)

どのサービスが必要かがケアプランにかかれます。

